

# 足立区特定子ども・子育て支援施設

## 指導検査基準

令和7年7月31日適用

(認可外保育施設用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

# 指導検査評価基準

評価区分	指導形態	内 容
C	文書指摘	<u>子ども・子育て支援法</u> (以下「支援法」という。)関係法令等及び「認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)」に適合していない上、不適合の内容が軽微であるとは言えず、改善も容易とは言えない場合。
B	文書指摘	<u>支援法関係法令等</u> 又は指導監督基準に適合していないが、不適合の内容が軽微である場合又は改善が容易である場合。

## 目 次

1	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1
2	利用料及び特定費用の額の受領	1
3	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1
4	施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	1
5	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	2
6	秘密保持等	2
7	記録の整備	2
8	記録の保管	2

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
3	昭和57年6月15日56福児母第990号認可外保育施設に対する指導監督要綱別表1(第3条関係)「認可外保育施設指導監督基準」	指導監督基準

認可外保育施設

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援提供者(法30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 保育日誌等により、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、子どもの具体的な活動の様子その他必要な事項の記録が作成されているか。	(1) 区運営基準条例第54条	(1) 保育日誌等、提供した日及び時間帯、子どもの具体的な活動の様子の記録が作成されていない。  (2) 保育日誌等、提供した日及び時間帯、子どもの具体的な活動の様子の記録が不十分である。	C  B
2 利用料及び特定費用の額の受領	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。  2 特定子ども・子育て支援提供者は、1により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面又は当該書面に係る電磁的記録により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 利用料の額が契約書に明示されているか。  2 施設等利用給付認定保護者から契約で定めた利用料の支払を受けているか。  1 特定費用の用途、額、支払いを求める理由が書面等で明示されているか。  2 特定費用の用途、額、理由について、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第55条1、第57条    (1) 区運営基準条例第55条2、第62条1	(1) 利用料の額が契約書に明示がされていない。  (2) 施設等利用給付認定保護者から契約で定めた利用料の支払を受けていない。  (1) 特定費用の用途、額、支払いを求める理由が書面等で明示がされていない。  (2) 特定費用の用途、額、理由について、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。	C  C  C
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は、区運営基準条例第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。  2 1の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 利用料及び特定費用が記載された領収証またはそれに準ずる書類等を交付しているか。  1 支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	(1) 区運営基準条例第56条1、第57条    (1) 区運営基準条例第56条2、第57条	(1) 領収証を交付していない。  (2) 領収証に必要な事項が記載されていない。  (1) 支援提供証明書を交付していない。  (2) 支援提供証明書に必要な事項が記載されていない。	C  B  C  B
4 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとしたときは遅滞なく、意見を付して区に通知しているか。	(1) 区運営基準条例第58条	(1) 区へ通知をしていない。	C

認可外保育施設

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を分担するか否かによって差別的な取扱いをしていないか。	(1) 区運営基準条例第59条	(1) 差別的な取扱いをしている。	C
6 秘密保持等	<p>1 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども、又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書又は区運営基準条例第62条第1項に規定する電磁的記録(以下、「電磁的記録」という。)により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>1 正当な理由があった場合を除き、職員であった者を含めて、施設が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>&lt;必要な措置の例&gt; 規程の整備、雇用時の取り決めなど。</p>	(1) 区運営基準条例第60条1、2	(1) 秘密が漏れることがないよう必要な措置を講じていない。	C
7 記録の整備	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>《職員に関する記録の例》 職員名簿、資格証明書、職員履歴書、労働者名簿 出勤簿 《設備に関する記録の例》 施設平面図 《会計に関する記録の例》 予算書、貸借対照表、財産目録、総勘定元帳、現金出納簿 契約書、領収証、レシート</p>	<p>1 あらかじめ文書又は電磁的記録により子どもの保護者の同意を得ているか。</p> <p>1 特定子ども・子育て支援施設が備えるべき記録があるか。</p>	(1) 区運営基準条例第60条3、第62条1  (1) 区運営基準条例第61条1 (2) 指導監督基準9	<p>(1) あらかじめ文書又は電磁的記録による同意を得ていない。</p> <p>(2) 同意の取得が不十分である。</p> <p>(1) 備えておくべき記録が整備されていない。</p> <p>(2) 備えておくべき記録の整備が不十分である。</p>	C B C B
8 記録の保管	特定子ども・子育て支援提供者は、区運営基準条例第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び同第58条の規定による区への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容の記録及び区運営基準条例第58条に規定する区へ通知した記録を整備し5年間保存しているか。	(1) 区運営基準条例第61条2	(1) 記録が5年間保存されていない。	C